

木造公共建築物等の整備（継続）
（木材利用及び木材産業体制の整備推進）
＜森林・林業・木材産業づくり交付金＞

【平成24年度概算決定額 623,377(1,610,418)千円の内数】

事業のポイント

- 公共建築物等木材利用促進法の実効性を高めるため、「木造」が当然のように選択される社会の形成を目指します。
- 地域材を利用し、設計上の工夫や木材調達を通じた、低コストで合理的な木造公共建築物の施設整備への支援を行います。

（木造公共施設の現状）

- ・公共施設の木造施設面積が増加しています。

政策目標

- 公共建築物の木造率（床面積）を平成27年度までに現在の8%から24%に向上

＜内容＞

木材自給率の向上に向けて、公共建築物等木材利用促進法に即した市町村方針に基づく公共建築物であり、また、設計上の工夫や効率的な木材調達等を通じた低コストで合理的な木造公共建築物を整備し、そこで得られたコスト低減などのノウハウを広く普及できる施設に限って支援を行います。

具体的には、原則、地域材を利用し、①鉄骨・鉄筋コンクリート造と比較し、概ね同等水準のコストで整備することが可能であり、②施工後に地域住民に対し、普及PRを実施し、③各種試験・モニタリングに協力できるものにつき工事費（建築本体、内装木質化）及び計画・設計費（設計図書等一切の情報を公開するもの）に対し支援します。

＜交付率＞

定額（1／2）

＜事業実施主体＞

市町村等

＜事業実施期間＞

平成23年度～24年度（2年間）

[担当課：林野庁木材利用課]